

懲戒処分の実施状況

市長部局

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和4年8月10日	戒告	健康福祉部 課長補佐級 40歳代 男性	令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙において、投票所全体の事務を統括する責務がありながら、混雑時に投票所の動線が錯綜しないよう対処することを怠り、結果、二重投票させてしまった。
02	令和4年8月10日	戒告	上下水道部 一般職員 30歳代 男性	令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙において、投票を済ませていた選挙人に誤って投票用紙を交付し、結果、二重投票させてしまった。
03	令和4年11月25日	戒告	消防本部 部長級 男性	令和4年11月25日処分の消防本部における2件のパワー・ハラスメント行為に対する監督責任によるもの。

消防本部

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和4年11月25日	停職 1月	消防本部 課長補佐級 50歳代 男性	<p>【パワー・ハラスメント行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、部下職員に対し、襟首を引っ張って後ろによるけさせた。 ・令和3・4年度、部下職員に対し、書類の回付時に具体的な指示を出さずに何度も差し戻したり、その書類の訂正時に不適切な発言や叱責を行った。 ・令和4年度、書類の訂正時以外でも同様の叱責を行い、そのことに起因して部下1名は精神的不調を訴え、1か月の病気休暇を余儀なくされた。 <p>【指導監督不適正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記 (NO, 2) のパワー・ハラスメント行為に対する監督責任
02	令和4年11月25日	減給10分の1 6月	消防署 係長級 40歳代 男性	<p>【パワー・ハラスメント行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度、職場の飲み会の二次会で、部下職員に対して酒に酔い平手打ちを行った。 ・令和3年度、同僚の係長の呼びかけに対して無視をしたり、直接話をせず、若手職員を通じて伝言する行為を行った。 ・令和3年度、部下職員に対し、深夜時間帯における緊急性の低い業務指導、同じく深夜時間帯の筋力トレーニングの強要などの業務の適正な範囲を超えた行為を行った。 <p>【兼業の承認等を得る手続のけ怠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年か20年頃、任命権者の許可を得ず、土木作業の補助を行い、複数回報酬を得た。 <p>【業務処理不適正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年12月、救急実技研修時、本来訓練中には人形を使って行う経鼻エアウェイを同僚職員に挿入した。(両者合意の上、出血等の外傷なし) <p>(※) 経鼻エアウェイは意識がある傷病者への使用が必要な場合はあるが、取扱訓練時に生体に挿入することは想定されていない。</p>
03	令和4年11月25日	戒告	消防本部 次長級 男性	<p>【指導監督不適正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2件 (NO, 1, NO, 2) のパワー・ハラスメント行為に対する監督責任 <p>【兼業の承認等を得る手続のけ怠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年か20年頃、任命権者の許可を得ず、土木作業の補助を行い、複数回報酬を得た。
04	令和4年12月27日	戒告	消防署 課長補佐級 50歳代 男性	<p>令和3年度、特定の部下職員に対し、現場や事務所での過度な叱責、人格を否定するような発言を複数回行った。</p>

教育委員会事務局

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和4年8月10日	戒告	教育委員会事務局 係長級 50歳代 女性	令和4年7月6日第26回参議院議員通常選挙の臨時期日前投票所において、選挙人に対して誤って投票用紙を2枚交付し、結果、二重投票させてしまった。

選挙管理委員会事務局

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和4年8月10日	戒告	選挙管理委員会事務局 課長級 50歳代 男性	令和4年7月6日第26回参議院議員通常選挙の臨時期日前投票及び令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙における二重投票事件に対する監督責任によるもの。